

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会設置要綱

1 目的

生活衛生関係対策事業費補助金に係る事業（以下「事業」という。）の外部評価の実施、評価結果の公開等により政策目的の達成状況の検証と事業の適切かつ効果的な実施を図り、事業成果を生活衛生関係営業の持続的な発展につなげるため、生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下に生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会（以下「審査・評価会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 審査・評価会は、構成員6名～10名以内で組織する。
- (2) 構成員は、学識経験のある者その他適當と認める者のうち、主として以下に掲げる識見を有する者から、厚生労働省健康局長が選任する。
 - 一 法制に関して識見を有する者
 - 二 中小企業の経営に関して識見を有する者
 - 三 公衆衛生の確保について識見を有する者
 - 四 生活衛生関係営業の振興に関して識見を有する者
 - 五 消費者の立場から識見を有する者
 - 六 政策評価について識見を有する者

3 座長

- (1) 審査・評価会に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を統括する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会議

- (1) 審査・評価会は、必要のつど座長が招集する。
- (2) 審査・評価会は、2分の1以上の構成員の出席をもって開催する。
- (3) 審査・評価会の会議は、公開する。ただし、事業の審査、評価に係る審議については非公開とし、審査・評価終了後の適切な時期に、審査・評価の経過について、厚生労働省のホームページで公表する。
- (4) 審査・評価会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- (5) 審査・評価会の構成員は、自らが現在所属している機関の事業については、審査・評価しないものとする。

5 雑則

本要綱に定めるものの他、審査・評価会の運営に関して必要な事項は、座長が審査・評価会に諮って定めることとする。

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会実施要領

1. 目的

本要領は、生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会（以下「審査・評価会」という。）が行う生活衛生関係対策事業費補助金に係る事業（以下「事業」という。）の審査・評価等に関し、必要な事項を定める。

2. 審査・評価の手順

(1) 事業の公募

厚生労働省健康局生活衛生課（以下「厚生労働省」という。）は、「平成 23 年度生活衛生関係営業対策事業計画書提出要領」（平成 23 年 4 月 1 日付健衛発 0401 第 7 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）に基づき公募を実施する。

(2) 書面審査

ア 審査・評価会は、厚生労働省に提出された事業計画書について、「3. 審査に当たっての着眼点」、「4. 審査・評価における留意点」、「5. 構成員の留意事項」を踏まえ、書面審査を行う。

イ 2 年から 5 年程度の複数年度を計画する事業の場合でも、毎年度、審査・評価の対象とする。

ウ 関係営業の振興、公衆衛生の確保との確な効果測定の観点等から審査・評価を行うこととし、審査・評価は、5 段階の評価段階を設定し、評点を付ける。

(3) 事業採択・交付

厚生労働省は、審査・評価会の審査・評価結果に基づき、「平成 23 年度生活衛生関係営業対策事業計画書提出要領」及び「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」により、事業の採否決定と必要経費の交付を行う。

(4) 中間時点での意見交換

審査・評価会は、必要に応じ、事業の中間時点において事業実施者との間の意見交換により、事業計画の達成状況等についての確認を行う。

(5) 事業の採択方針・先進的モデル事業（特別課題）の審議

ア 審査・評価会は、事業計画の達成状況及び平成 24 年度予算（案）を踏まえ、平成 24 年度の「事業の採択方針」、「先進的モデル事業（特別課題）」について審議を行う。

イ 厚生労働省は、審査・評価会の審議結果に基づき、平成 24 年度の「事業の採択方針」、「先進的モデル事業（特別課題）」を決定する。

3. 審査・評価にあたっての着眼点

(1) 審査にあたっての着眼点

審査の実施に際しては、以下の事項について考慮する。

ア 事業の生衛業における重要性

○生衛業において有用と考えられる事業であるか

イ 事業の生衛業における発展性

- 事業成果が生衛業の振興・発展に役立つか
 - ウ 事業の必要性
 - 社会的・経済的意義(生衛業・経済活動の活性化高度化、社会的価値(国民の健康・安全等))があるか
 - 国費を用いた補助事業としての妥当性(国や社会のニーズへの適合性等)
 - エ 事業目標の実現性・効率性
 - 目標が明確か
 - 実現可能な事業であるか
 - 事業が効率的に実施される見込みがあるか
 - オ 政策等への活用(補助金としての意義)
 - 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- (2) 評価にあたっての着眼点
- 評価の実施に際しては、以下の事項について考慮する。
- ア 事業目的の達成度(成果)
 - 所要の目的をどこまで達成したか
 - 所要の目的を達成できなかつた場合、どこに問題があつたか
 - イ 事業成果の発展性
 - 事業成果の今後の事業への発展性があるか
 - ウ 事業内容の効率性
 - 事業が効率的に実施されたか
 - エ 事業成果の政策等への活用(補助金としての意義)
 - 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性

4. 審査・評価における留意点

- (1) 審査・評価にあたっては、事業の目的、内容、性格に応じて効果測定が適切かつ明確にされるよう実施する。
- (2) 特に、公衆衛生の確保や後継者確保などの事業については、短期間のうちに事業成果を目にする形で現すことが難しいことが少なからずあるため、審査・評価にあたっては、これらについて十分に留意し、例えば、結果に至る途中のプロセスについて評価するといった観点も考慮するものとする。
- (3) 審査・評価における客観性の確保
 - 審査・評価の客観性を確保する観点から、事業の性質に応じて、数値等による定量的な目標、定性的な目標を明らかにした事業の採択を進め、評価を行う。
- (4) 審査・評価に伴う過重な負担の回避
 - 審査・評価にあたっては、事業実施者が審査・評価に伴う作業負担について過重となり、本来の事業活動に支障が生じないようにするため、効果的・効率的な審査・評価を行う等の工夫や配慮を行うものとする。

5. 開示・公開等

- (1) 審査
 - 厚生労働省は、事業の採否結果を申請者に通知する。なお、通知の際は、適切かつ十分な審査意見を付記する。

(2) 評価

厚生労働省は、評価結果を申請者に通知する。なお、通知の際は、後年度の事業がさらに良い内容となるよう適切かつ十分な審査意見を付記する。

(3) 厚生労働省は、審査・評価終了後の適切な時期に、採択事業及び事業毎の交付額並びに事業報告書の概要を厚生労働省ホームページ等により公表する。

(4) 構成員は、審査・評価の過程で知り得た情報及び審査・評価内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。